

III 違反事例

事例	1
----	---

「甘味料の過量使用が疑われた焼菓子」に関する違反事例

名称又は分類	菓子
形態	合成樹脂製袋詰
違反条項	食品衛生法第 11 条第 2 項
発見機関	葛飾区
調査担当機関	札幌市
検査機関	葛飾区保健所、東京都健康安全研究センター
検査結果	サッカリンナトリウム 0.22g/kg 検出
行政措置	回収命令（回収報告書及び自主廃棄書徴取）、改善報告書徴取

違反の概要

1 違反発見の経緯

消費者から持ち込まれた「焼菓子」を葛飾区保健所で検査したところ、サッカリンナトリウムが 0.14g/kg 検出された。当該「焼菓子」の表示には、原材料の項目にシールが上貼りされており、そのことを不審に思った消費者が検査を依頼したものである。なお、表示の上貼りについては、甘味料の物質名表示(サッカリン Na)が欠落していたために、誤りを訂正するためのものであった。当該品の購入店舗では在庫が無かったことから、他店舗で同一賞味期限の当該「焼菓子」を収去した。東京都健康安全研究センターで収去品の検査を行ったところ、サッカリンナトリウム 0.22g/kg が検出（菓子における使用基準値：0.10g/kg）されたため、当該品の製造者を所管する札幌市へ、製造工程における添加物の使用状況等について調査を依頼した。

2 調査経過及び措置

札幌市は、葛飾区からの依頼を受け、製造者に対し製造工程の調査を行った。その結果、生地に添加するサッカリンナトリウムの配合割合を間違えて計算しており、加えて人為的なミスにより設定を上回る量のサッカリンナトリウムを添加していた可能性が判明した。

札幌市においても当該品の別ロット（3ロット）の収去検査を実施し、いずれも使用基準を超えるサッカリンナトリウムを検出(0.25～0.27g/kg)したことから、直ちに当該品（4ロット）に対し回収を命じた。また、今回収去検査を行わなかった他ロット品についても基準値を超えるサッカリンナトリウムを使用している疑いが判明し、製造者が自主回収を行なうこととした。

回収品は廃棄処分するとともに、製造者から改善報告書を徴収した。なお、製造者は、今後サッカリンナトリウムの使用を止めるとともに、原材料および添加物の

計量方法の見直し、記録の徹底により、適切に製造管理を行なうこととした。

3 違反発生の原因

製造者の調査の結果、以下の3点が原因として挙げられた。

(1) サッカリンナトリウムの配合計算ミス：焼成前の生地に対して既に基準の上限である 0.10g/kg を添加していた。

(2) サッカリンナトリウムの計量ミス：25g を 200g～2kg の使用範囲の秤で計量しており、さらに溶液を添加する際、ひしゃくを用い計量していなかった。

(3) 水の計量ミス：生地調整の際加える水を正確に計量していなかったため、生地中のサッカリンナトリウム濃度が一定になっていなかった。

製造者における添加物の配合割合の確認不足と実際の計量が適正に行なわれなかったことが違反発生の原因である。

4 監視のポイント

本件は、消費者が当該食品の表示を不審に思って保健所に届け出たことによって、食品衛生法の違反が発見されたケースである。苦情処理に当たっては違反の可能性も視野に入れ慎重に対応するべきである。

製造業の監視に際しては、特に使用基準が定められている添加物について、その配合割合や計量方法の妥当性を確認することが重要である。

事例 2

「イソカルボホスが検出された冷凍アスパラガス」に関する違反事例

名称又は分類	冷凍食品（凍結前未加熱・加熱後摂取）
形態	合成樹脂製袋詰
違反条項	食品衛生法第 11 条第 3 項
発見機関	東京都健康安全研究センター
調査担当機関	大阪市
検査機関	東京都健康安全研究センター
検査結果	イソカルボホス 0.09ppm 検出
行政措置	回収命令等

違反の概要

1 違反発見の経緯

平成 21 年 8 月 17 日、健康安全研究センター広域監視部が食品販売店 A で「冷凍食品グリーンアスパラガス（中国産）」を購入した。健康安全研究センターで残留農薬検査を実施したところ、9 月 8 日、食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれがない量として厚生労働大臣が定めた量を超えるイソカルボホスが検出された。

イソカルボホスは公定法が定められていないため、厚生労働省より、「都として検査法の妥当性を評価しているか。」という照会があった。

健康安全研究センターでは、イソカルボホスの検査法について、EPN 等の農薬の公定法を用い、検出後は添加回収試験を実施し回収率を確認した上で、検出値を確定している旨回答した。

2 調査経過及び措置

当該品は平成 20 年 10 月に中国にて製造され、同年 11 月に同国より 1974CT（39,480 袋）輸入されたものであった。輸入者を所管する大阪市は、当該品がポジティブリスト施行後に輸入されたものであるため、9 月 10 日違反を確定し、輸入者に対し、回収命令を行い、違反原因等の調査結果を報告するよう指示した。

当該品の在庫 181CT（3620 袋）及び回収品 3525 袋（計 7145 袋）について、数量確認後、輸入者に対し、積戻し又は廃棄若しくは食用以外の用途への転用等の食品衛生上の危害を除去するための措置を命じた。

平成 21 年 10 月 29 日、全量が焼却処分された。

なお、大阪市は、本件について 11 月 19 日付けで報告書を徴収している。

3 違反発生の原因

輸入者が現地にて調査を行った結果、当該品の原料アスパラガスは平成 20 年 5 月に収穫されたもので、イソカルボホスの当該アスパラガスへの使用実態はなかった。しかし、アスパラガスの栽培区画に隣接して栽培されていたブラックベリーに、平成 20 年 4 月 30 日にイソカルボホスが散布されていた。

アスパラガスの栽培区画に隣接した栽培地へイソカルボホスの散布後に当該アスパラガスが収穫されているため、ドリフトによる汚染と推定された。

4 監視のポイント

イソカルボホスは、日本では未登録だが、中国では殺虫剤としてかんきつ類等に用いられている農薬である。

本件はアスパラガスを栽培していた農家ではなく、隣接した農地を使用している農家がイソカルボホスを散布していた。

輸入者に対し、製品を定期的に自主検査するとともに、農薬の使用実態等について、ドリフト防止対策も含めて実施するよう指導することが重要である。

また本件は、公定法が定められていない農薬が検出され、検査法の評価を行った上で結果を確定し、違反となった事例である。

残留農薬基準のポジティブリスト制度が施行され、今後こうした事例が増えてくると考えられる。

違反確定の際は、検査施設や厚生労働省と十分に連携し、情報共有することが必要である。

5 残留農薬分析法について

農薬の検査は、農薬それぞれの性質を利用して作成された試験法を用いて行う。イソカルボホスは、有機リン系農薬であることから同様な性質を有する農薬の試験法である EPN 等 54 農薬の試験法を適用することが可能であった。

その試験法が適しているかの妥当性は、添加回収試験を行うことによって評価する。農薬が検出されていないことを確認した作物に農薬を加え、検査を 5 回以上実施し、いずれの結果においてもバラつきがなく、かつ回収率が 70～120%の範囲にあることを確認し、妥当であると判断する。

この事例では、イソカルボホスを検出していないアスパラガスを用いて検出濃度レベル (0.1ppm) を添加し、6 回添加回収試験を実施した。回収率が 70～120%であることを確認した上で、当該品について 5 回検査を実施して検出値を確定した。

無断転載を禁ず

平成 21 年度 食品衛生関係違反処理集計表

平成 23 年 3 月発行

登録番号 22(339)

編集・発行 東京都福祉保健局健康安全部食品監視課
東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03-5321-1111 内線 34-372
ダイヤルイン 03-5320-4404

印刷 よしみ工産株式会社
東京都文京区本郷三丁目 26 番 1 号
電話 03-5802-5601